脱炭素化に向けた取組み

資料５

１　背景

　　令和３年度，改正地球温暖化対策推進法により，中核市につい

　ては市内全域の再生可能エネ利用促進等の施策実施目標が義務付

　けられた。

２　優先取組

　(1) 市民・事業者の行動変容

　　①脱炭素化推進事業

　　②脱炭素化の普及啓発

　　③柏市エコハウス促進総合補助事業

　(2) 事業者としての市の取組

　　①公共施設の脱炭素化事業

　　②清掃工場の余剰電力の活用

３　取組の具体的な進め方

　(1) 市民・事業者の行動変容

　　①脱炭素化推進事業

　　　ゼロカーボンシティを表明し，市民・事業者が気候変動への

　　危機意識を持つためのきっかけとする。

　　②脱炭素化の普及啓発

　　　地球温暖化防止という理念だけでなく，初期投資に見合う経

　　済的なインセンティブを分かりやすく伝えることや，ＥＳＧ投

　　資の社会環境支援など再生可能エネルギーを選択しやすい環境

　　がある街を目指すなど，地球温暖化防止に繋がる取り組みを促

　　進する。

　　　また，地球温暖化対策推進法が改正され基本理念として「２

　　０５０年までの脱炭素社会の実現を旨として，国民，国，地方

　　公共団体，事業者，民間の団体等の密接な連携の下に」地球温

　　暖化対策を推進することとされたことを踏まえ，事業者に対し

　　ては，柏市環境保全協定の内容等を見直し，地球温暖化対策を

　　促進させる。

　　③柏市エコハウス促進総合補助事業

　　　市民の太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進し，緩和策とし

　　ての再生可能エネルギーの推進と適応策としての蓄エネルギー

　　を推進することで，地球温暖化防止策と災害時のレジリエンス

　　強化を同時に進めていく。

　(2) 事業者としての市の取組

　　①公共施設の脱炭素化事業

　　　市民・事業者の行動変容を促すために，まずは市が率先して

　　公共施設の脱炭素化に取り組むべきものと認識している。

　　　そのために照明機器のＬＥＤ化（現在，全施設の３割設置）

　　の推進，災害時の拠点となる市の施設への太陽光発電設備及び

　　蓄電池の設置を検討している。

　　　導入方法としては，財政支出を極力圧縮するため，ＰＰＡ

　　（事業者が太陽光発電設備及び蓄電池の設置費，維持管理費を

　　負担し，市は電力料金を負担）による実施を検討している。

　　②清掃工場の余剰電力の活用

　　　北部及び南部クリーンセンターにおいて，売電を行っている

　　廃棄物発電による余剰電力の活用を検討している。